

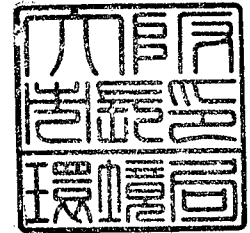
大環境事第 1,121 号

平成 31 年 3 月 19 日

大阪市路上喫煙対策委員会

委員長 山西 美明 様

大阪市長 吉村 洋文



「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（北区 JR 大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、
天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域）について（諮問）

標題について、大阪市路上喫煙の防止に関する条例第 5 条第 3 項の規定に基づき
貴委員会の意見を求めます。

(諮問理由)

大阪市では、健康、防火、防災、まちの美化の観点から、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、大阪市路上喫煙の防止に関する条例を平成 19 年 4 月に施行し、市内の道路や公園などの公共の場所では、路上喫煙をしないよう努力する義務を課すとともに、「御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺」、「都島区京橋地域」及び「中央区戎橋筋・心斎橋筋地域」を「路上喫煙禁止地区」に指定し、違反者に対しては 1,000 円の過料に処しています。

今般、北区から「JR 大阪駅・阪急梅田駅周辺地域」、また、天王寺区・阿倍野区から「天王寺駅周辺地域」を禁止地区に指定したいとの申し出がありましたので、路上喫煙禁止地区の指定にあたり、大阪市路上喫煙の防止に関する条例第 5 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を聴くため諮問します。